

令和7年度 とうえい保育園入園案内

◆保育園とは...

児童福祉法による児童福祉施設の一つで、保護者の就労等の理由により、ご家庭で十分な保育ができない乳幼児を保護者の希望により保育するところです。

◆保育園へ入園できる児童

保育園に入園できるのは、入園時点で保護者・児童ともに東栄町に住民登録があり、児童の保護者が次の表に掲げる要件に該当する事由があり、家庭で児童の保育ができない場合となります。

保育の必要な事由	具体的な保護者の状況	利用期限
就労	昼間において毎月16日以上、毎日4時間以上の労働を常態としていること。	保護者の希望する期間内で、施設利用年度の末日まで
産前産後	出産予定日2カ月前の日から出産日後3カ月を経過するまでの期間内で、保育が必要な状況にあること。	出産日から3カ月を経過する日まで
疾病等	医師が作成した診断書により保護者の疾病または負傷が確認できる状態にあること、または右に掲げる手帳の交付を受けていること。	①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している場合は、施設利用年度の末日まで ②その他は医師の作成した診断書記載の終期まで
親族介護	1日につきおおむね4時間以上同居の親族その他の者を介護することを常態としていること。	
災害復旧	自宅及びその近隣地域内の災害復旧にあたっていること。	災害の復旧が見込まれる期間
求職活動	就労する意思があり、求職活動に専念していること。	利用開始から3カ月を経過する日まで(年度内延長なし)
就学	1日につきおおむね4時間以上、職業能力開発施設において職業訓練を受け又は学校教育法に基づく大学、短期大学、高等学校などにおいて就学していること。	卒業(修了)の予定日まで 継続の場合は年度内最終日まで
育児休業	下の子の育児休業中で、上の子について家庭で保育をしている場合、上の子が4月1日において満3歳(4月2日生まれの場合、満4歳)以上であること。(※1)	育児休業終了日まで

上記の基準に該当しない場合は、私的契約となります。(保育料は最高額になります)
また、定員を超過した場合は保育園に入園できない場合があります。

(※1) 当該利用児童の育児休業中は保育の必要な事由に該当しません。

入園対象年齢

令和7年4月1日現在

クラス	年齢	対象児(生年月日)の範囲
白組	5歳児	平成31(2019)年4月2日～令和2年4月1日
青組	4歳児	令和2(2020)年4月2日～令和3年4月1日
赤組	3歳児	令和3(2021)年4月2日～令和4年4月1日
桃組	2歳児	令和4(2022)年4月2日～令和5年4月1日
黄組	1歳児	令和5(2023)年4月2日～令和6年4月1日
藤組	0歳児	令和6(2024)年4月2日～



◆保護者の入園要件に変更があった場合

入園後、申込時に提出した保護者の入園条件に応じた証明書(就労証明書等)に変更があった場合は、園に変更があった旨を伝え、変更後の証明書を提出してください。

入園後、保護者の入園要件の確認をします。新年度へ入園を継続する場合も再度入園要件の確認をしていますので、ご協力ください。

職場への実態調査や、給与明細書等の提出をお願いすることがあります。ご了承ください。

◆申請に必要な書類について

保育給付認定や利用調整に影響する場合がありますので、記入漏れや内容に誤りがないことをご確認のうえ、以下①、②の書類をご提出ください。

① 様式第1号『施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書(兼 施設等利用申込書)』

② 家庭でお子さんの保育ができない状況を確認できる書類

保育の 必要な事由	必要書類(保護者それぞれ提出が必要です。)
就労	別紙様式1号『就労証明書』、別紙様式2号『自営業・農林漁業従事申出書』又は別紙様式4号『就労予定証明書』のいずれか
産前産後	出産(予定)証明書、母子保健手帳(表紙と出産予定日のわかるページ)のいずれかの写しをご提出ください。
疾病等	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、医師の作成した診断書(※)
親族介護	別紙様式3号『介護・看護申立書』
災害復旧	罹災証明書
求職活動	求職活動申立書(※)
就学	在学証明書及び時間割表(カリキュラム表)
育児休業	別紙様式1号『就労証明書』

◎ 証明書類は、証明日から3カ月以内のものをご提出ください。

(※)の様式は町ホームページからダウンロードすることができます。利用調整等の資料となりますので、所定の様式を利用してください。

◆令和6年1月1日以降で転入された方

令和6年1月1日時点で東栄町内に住民票のなかった方は、情報連携により所得を役場で確認します。様式第1号『施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書(兼 施設等利用申込書)』の④の欄にご記入いただいた番号確認と身元確認を行いますので、「マイナンバーカード」か「マイナンバー記載の住民票」と顔写真入りの本人確認書類(運転免許証など)のいずれかを提出の書類とあわせてご提示いただきますようお願い致します。

◆保育園の利用に関する注意点

保育園の利用について、令和6年度の運営状況から以下の事柄について改めて御注意いただきたいと思います。また、利用について明確化した部分もありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

◎ 利用申込時から住所や就労場所・条件が変更になった場合は、速やかに変更届と証明書を提出してください。申込内容と実情に違いがある場合は、保育の停止となる場合があります。

◎ 登園、お迎えについて時間を厳守してください。時間が遅れることで、体制を整えるために保育士に負担がかかってしまいます。

◎ 延長保育の利用については、①保護者の就労の関係上必要な場合、②疾病や出産等で入院するなど突発的な理由に限られます。(要綱第2条)

◎ 求職活動での保育認定は、「求職活動申立書」での申請になります。保育期間は3カ月で、年度内の再提出による延長は行いません。

◆申込受付期間

令和6年12月2日(月)から令和7年1月7日(火)

◆申込受付場所

とうえい保育園及び保健福祉センター福祉課社会福祉係

電話:76-1815

※提出していただいた申込書等をもとに入所基準等を職員が確認させていただきます。